

香川県土地利用基本計画の 変更について

令和6年12月20日

香川県国土利用計画審議会

◆土地利用基本計画の概要について

1 計画の性格

- 適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条に基づき、県の区域について、都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域の五地域のほか、土地利用の原則や調整等に関する事項について定めた計画。

2 計画の構成

- 土地利用の調整等に関する事項について文章で表示した**計画書**と、都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域の五地域を定めた**計画図**から構成される。

3 計画の位置付け・役割

- 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全体法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たしている。

◆ 計画変更のスケジュール等について

① 計画変更のスケジュール

令和6年11月

- 市町への意見聴取（11月5日～11月25日）
- 国土交通省との事前調整（11月11日～12月5日）

令和6年12月

- 香川県国土利用計画審議会（12月20日）

令和7年1月（予定）

- パブリックコメント（※）

令和7年3月（予定）

- 国土交通省への意見聴取
- 計画変更

② 事前調整・意見聴取の結果

市町への意見聴取

- 意見なしの回答

国土交通省との事前調整

- 意見なしの回答

※ パブリックコメントの結果をふまえ、計画(素案)の変更について検討等の必要が生じた場合には、再度、本審議会による審議を実施する可能性があります。その場合、国土交通省への意見聴取や計画変更の時期は変更となる可能性あり。

◆見直しのポイント

香川県土地利用基本計画を以下の点をポイントとして見直し、素案を作成

1 第六次国土利用計画（全国計画）を基本とする

- 令和5年7月に閣議決定された第六次国土利用計画（全国計画）を基本とし、同計画との整合性を図る。

2 国土利用計画（香川県計画）と一体的に策定

- 国土利用計画（香川県計画）と香川県土地利用基本計画の内容をひとつの計画にまとめ、土地政策に携わる市町や関係機関等にとって分かりやすいものとする。

1 第六次国土利用計画（全国計画）を基本とする

第六次国土利用計画（全国計画）の概要

国土利用の基本方針

「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

国土利用をめぐる課題

- 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退
- 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- 自然環境や景観等の悪化と新たな目標（カーボンニュートラル等）実現に向けた対応

国土利用の基本方針

- 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理
- 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理
- 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

2 国土利用計画（香川県計画）と一体的に策定

以下の理由等から、**国土利用計画（香川県計画）と香川県土地利用基本計画の内容をひとつの計画にまとめる。**

一体的に策定する理由

- 国土利用計画（香川県計画）における「県土の利用に関する基本構想」と香川県土地利用基本計画における「県土利用の基本方向」等、両計画における内容の重複を解消するため。
- ひとつの計画とすることで、土地政策に携わる市町や関係機関等にとって分かりやすい・示しやすい計画とするため。

また、両計画の内容をひとつの計画にまとめることから、国土利用計画法により、策定が任意となっている国土利用計画（県計画）については、形式上、廃止の事務手続を国土交通省に対して行う。